

# 一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン 会費規程

## 第1条（目的）

本規程は、一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン(以下、GCNJという)の定款第7条に基づき、当法人の入会金および会費に関する重要な事項を定める。

## 第2条（入会金）

会員の入会金は不要とする。

## 第3条（会費の金額）

会費は、GCNJの運営費用、事務所、その他経費等の分担金とする。

2.正会員の年会費は、次に定める通りとする。

- (1) 理事会員：企業の年会費は、1口50万円とし、大企業は2口以上、中小企業(中小企業基本法第2条の定義による)は1口以上を負担する。企業以外の法人ならびに地方公共団体の年会費は1口50万円とし、1口以上を負担する。
- (2) 準理事会員：企業の年会費は、1口25万円とし、大企業は2口以上、中小企業(中小企業基本法第2条の定義による)は1口以上を負担する。企業以外の法人ならびに地方公共団体の年会費は1口25万円とし、1口以上を負担する。
- (3) 一般会員：企業の年会費は、1口10万円とし、大企業は2口以上、中小企業(中小企業基本法第2条の定義による)は1口以上を負担する。企業以外の法人ならびに地方公共団体の年会費は1口10万円とし、1口以上を負担する。
- (4) 年度途中に加入した場合の一般会員の年会費は次に定めるとおりとする。口数は上記(3)に準ずる。

① 1月加入:1口5万円

② 2月加入:1口2万円

③ 3月加入:1口1万円

3.賛助会員の年会費は、次に定める通りとする。

- (1) 企業:1口5万円とし、1口以上とする。
- (2) 非営利団体:1口3万円とし、1口以上とする。
- (3) 一般個人:1口1万円とし、1口以上とする。
- (4) 学生:1口5千円とし、1口以上とする。

## 第4条（会費の納入）

会員は、前条に規定する会費を別途制定する細則に従い、当該年度8月31日までに1年分を納入する。

2.入会の申し込みをした主体は、当法人の会員規程第5条に定める入会承認後、速やかに当該年度の会費を納入する。

3.会費未履行の義務は退会をもって免れることはできない。

第5条（本規程の改廃）

本規程の修正および廃案は、総会において決定する。

平成23年10月20日 制定

平成24年12月4日 改定

平成25年5月30日 改定

平成26年6月4日 改定

平成27年7月1日 改定